

【別記4 標識及び掲示板】

(危政令第9条第1項第3号)

- (1) 標識、掲示板は、製造所等に入出する者が容易に視認できる位置に設けるものとし、製造所等の規模等により必要に応じて数箇所に設けること。(◆)
- (2) 標識、掲示板の材質は、耐候性及び耐久性を有するものとし、保有空地内に設けるときには、原則として難燃材料以上のものであること。
- (3) 標識、掲示のための文字は、雨水等により容易に汚損又は消滅しないものであること。(◆)
- (4) 堅固な強度を有する塀、壁又は防火設備等を標識、掲示のための板として共用することができる。(◆)
- (5) 貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて掲げる注意事項を表示した掲示板は、次表のとおりである。

類別	貯蔵又は取り扱う危険物	表示内容	掲示板の色
1類	・アルカリ金属の過酸化物 ・上記を含有するもの	禁水	地-青、文字-白
	・上記以外のもの	なし	
2類	・引火性固体	火気厳禁	地-赤、文字-白
	・上記以外のもの	火気注意	地-赤、文字-白
3類	・自然発火性物品	火気厳禁	地-赤、文字-白
	・禁水性物品	禁水	地-青、文字-白
4類	・すべて	火気厳禁	地-赤、文字-白
5類	・すべて	火気厳禁	地-赤、文字-白

- (6) 標識及び掲示板の例は次のとおりである。

ア 給油取扱所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等

- (ア) 危規則第17条第1項に規定する標識
- (イ) 危規則第18条第1項第2号に規定する掲示板
- (ウ) (5)の掲示板

イ 給油取扱所

- (ア) 危規則第17条第1項に規定する標識
- (イ) 危規則第18条第1項第2号に規定する掲示板
- (ウ) (5)の掲示板
- (エ) 危規則第18条第1項第6号に規定する掲示板

ウ 移動タンク貯蔵所

- (ア) 危規則第17条第2項に規定する標識
- (イ) 危規則第18条第1項第2号に規定する揭示板

エ 注入口及びポンプ設備

- (ア) 危規則第18条第2項に規定する揭示板
- (イ) (5)の揭示板

オ 移送取扱所

- (ア) 危告示第55条に規定する標識及び揭示板
- (イ) 危告示第56条に規定する位置標識及び注意標識

(7) その他の表示

移動タンク貯蔵所の後部の見やすい位置に許可行政庁である市町村名を記載すること。(県指導)

表示例

